



# 羽の情報便

今年も台風の時節ですが、もし万が一災害にあってしまったら・・・

今年は、大きな地震や台風など災害のニュースが絶えませんが、もし災害にあつて損害を受けた場合は、確定申告を行うことで所得税法の雑損所得または災害減免法の適用を受けることができます。

地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、「所得税法」に定める雑損控除の方法、もしくは、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のいずれか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部または一部を軽減することができます。これらの2つの方法には以下のような違いがあります。

## 1. 所得税法（雑損控除）

損失の発生原因： 災害、盗難、横領による損失

対象の資産： 生活に通常必要な資産に限定

控除額の計算： 控除額は以下のいずれか多い方

<イ>差引損失額－所得金額の10分の1

<ロ>差引損失額のうち災害関連支出－5万円



## 2. 災害減免法

損失の発生原因： 災害による損失に限定

対象の資産： 住宅や家財。但し損害額が住宅や家財の価額の2分の1以上であること

控除額の計算： その年度の所得金額により軽減額が決まります

<イ>所得金額 500万円以下 → 全額免除

<ロ>所得金額 500万円超 750万円以下 → 2分の1の軽減

<ハ>所得金額 750万円超 1,000万円以下 → 4分の1の軽減

ここでいう、生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個または一組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨董などを指し、これらの資産についての災害等による損失は雑損控除の対象にはなりません。その年か翌年に総合課税の譲渡所得があればその所得からは控除できます。1の雑損控除については、災害等に関連してやむを得ない支出をした金額については、領収書を確定申告書に添付するか、提示することが必要です。また、2の災害減免法の適用については、所得金額が1,000万円以下の人に限られます。どちらを適用するかはこれらの条件に有利な方法を選択して申告するとよいでしょう。

災害にあつたときの税金の軽減措置

## 当社の運営サイトのご紹介

◆ 経理・会計の情報ポータルサイト  
らくらく経理事務！ <http://keiri-jimu.srv7.biz>

◆ スタッフブログ更新中！  
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>

◆ 当社の最新情報が満載！  
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。  
■まぐまぐ！ (<http://www.mag2.com/>) ■melma！ (<http://melma.com/>)

## 10月-11月の税務カレンダー

10月1日(月)

本年7月決算法人の法人税等・消費税確定申告  
翌年1月決算法人の法人税等中間申告

10月10日(水)

本年9月分源泉所得税・住民税の納付

10月15日(月)

特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

10月31日(水)

本年8月決算法人の法人税等・消費税確定申告

11月12日(月)

本年10月分源泉所得税・住民税の納付

11月15日(木)

所得税予定納税額の減額申請

11月30日(金)

本年9月決算法人の法人税等・消費税確定申告

翌年3月決算法人の法人税等中間申告

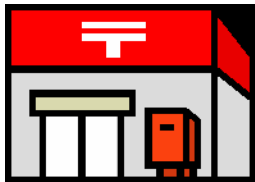
所得税予定納税額第2期分の納付(個人)

特別農業所得者の予定納税額の納付(個人)

事業税第2期分の納付(個人)\*条例による

### ゆうちょ銀行

いよいよ10月1日より日本郵政公社が民営化となりました。従来から郵便局の口座「ばるる」をお店や会社の口座としている方も多いと思います。新しく誕生したゆうちょ銀行の民営化記念キャンペーンとして、来年の9月30日までの1年間の期間限定にて、ゆうちょ銀行間のATMによる振込み手数料(通常120円)が無料化されます。取引先がゆうちょ銀行の場合はぜひコスト削減になりますのでご利用になってください。ただしインターネット利用の場合は、従来通り110円がかかりますので、ATMへ出向く必要が出てきてしまいます。また、ゆうちょ銀行以外へは、120円の振込み手数料が必要になりますので注意が必要です。



## コスト削減術

### 経理事務員のアウトソーシングで経費をカット

社員一人を雇う仕事ではないが経理の仕事がたまって困っている企業・店舗様へ、週一日からの経理事務員の派遣で経費カット。

### 設備投資一切無しで、月々の電気代を最大40%コストカット

経費削減したいけど何をしたらいいのかわからない。そうゆうお悩みでしたら、電気代を見直してみたいかがでしょうか？

完全成功報酬制ですので、電気代削減が実現するまで一切費用はかかりません。

手数料3万円と削減金額の一部を1年間頂きまして、報酬とさせて頂いております。

### 一泊以上の入院で、5万円の給付金

が受け取れる保険をご存知ですか？

従来の医療保険との組み合わせで、高額な入院費を効果的にカバーできます。

歴史に残る、今では笑える税金の実話です！

## おもしろ税金ものがたり(2)



### ■空気税

フランスのルイ15世時代の財務長官エティンヌ・ド・シルエットは、人間の吸う空気にまで税金をかけようとなりました。当時、フランスはイギリスと7年戦争(1756~63)でカナダ、北アメリカ大陸ミシシッピ以東の全領土やインドなどの植民地を奪われ、さらに王室の浪費もあって財政難で苦しんでいました。同長官は就任するとまず、貴族・僧侶に税金をかけようとして失敗、ついには、空気に税金をかけようとしたが、これも国民の反対にあつてわずか9ヶ月で財務長官を辞任することとなりました。

### ■ソフトドリンク税

虫菌の増加に頭を悩ましたアメリカのノース・カロライナ州では1969年にソフトドリンク税ができました。州内でソフトドリンクの製造・販売を行う者に対して一定の税金が課せられました。



# お客様からのQ & A

社長が新たに別の事業を開始することになり、そのための資金の貸付を行いました。社長の意向で無利息での貸付となつていますが税務上の問題は無いのでしょうか？

会社が役員への金銭などの貸付を行った場合、まず合理的な貸付利率により計算した利息額や返済期限を記述した契約書を交わすことが大切です。そしてその契約に基づき利息をその役員さんからきちんと受け取るようにしなければなりません。もし受け取らない場合は、適正な利息との差額分が給与とみなされる場合もあり注意が必要です。適正な利率という判断基準は、金融機関からの借り入れの場合は、その支払うべき利率を、これ以外の場合は貸付を行った年の前年十一月末の公定歩合+4パーセントを加えた利率が一般的に適用されます。



## 税金まめ知識（第2回） 課税と納税

ひと口に税金といっても、課税される種類も多く様々なバリエーションがあります。所得税や法人税、相続税など身近な多くの税金が申告納税という自己申告のシステムとなつています。これに対して、所轄の役所が税額を計算して、アクションを自ら起こさなくても納税通知書が送られてくる税金もあります。身近なところでは自動車税や固定資産税などがこれに該当しますが、このように役所の権限で課税する方法を賦課課税といいます。

税金のかかり方	主な税金
申告納税による税金	所得税、法人税、消費税、相続税、贈与税、法人事業税、法人住民税 など
賦課課税による税金	固定資産税、都市計画税、自動車税、不動産取得税、など

これら確定した税額は定められた期限までに、送付された納税通知書と納付用紙をもとに銀行や郵便局などの窓口で納めますが、一部これらに属さないものがあります。サラリーマンの給料や株式の配当金などは、支払いを受ける金額から一定の税金がすでに天引きされます。このように収入の受け取り段階で天引き徴収されることを源泉徴収と呼び、給与や退職金、公的年金、預金利子、配当金などに限定的に適用されています。これらの税額は、その対象となる所得の支払いをする人（給与の場合は会社）に納税義務が課されており、これを怠ると不納付加算税という罰則が支払者にかかりますので注意が必要です。

また、特殊な税金に印紙税があります。印紙税は、該当する文書に定められた金額の収入印紙を貼付し、これを印鑑などで消印することで納付の行為となります。

最後に、罰則の種類もいくつかありますので列記してみます。

名称	主な罰則内容
無申告加算税	期限内に申告しないときの罰則
過少申告加算税	期限内に申告したが申告額が過少だったときの罰則
重加算税	上記が悪質と認められた場合の罰則
延滞税	期限内に納付しないときの罰則

これらの付帯税の税額は、増加する税額のおおむね10%~20%程度ですが、重加算税については最大40%の税率が適用される場合もありますので注意が必要です。



# 今月のコラム

だいぶ朝晩も涼しくなつてやつと秋らしくなつてきました。皆さんにとつての秋は、「読書の秋」? 「行楽の秋」? 私はやつぱり「食欲の秋」かもしれません。

厚生労働省によると四十歳から七十五歳の男性の二人に一人が、女性の五人に一人がメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)もしくはその予備軍で、その数はなんと二九六〇万人にのぼるそうです。特に食生活では、脂肪の取りすぎ、濃い味付け、糖分の多いお菓子、お酒の飲み過ぎなど、「食欲の秋」に十分に注意しなければならぬことが山盛りです。

そんな季節柄、先日、コンビニで定番のお菓子のお菓子の袋を手にして「あれ? ちよつとパッケージも変わつて小さくなつたような...」。そうなんです、原油の高騰、原材料となる農産物の値上がりのため、食品やお菓子メーカーが値上げしてきているらしいのです。

最近では値段(定価)は据え置きで、中身を少なくして実質の値上げを行なつていたりするところも出てきています。

原材料の農産物の値上がり原因のようですが、ニユースでは、地球温暖化対策で注目されるバイオエタノール生産のために食用から転用されて供給不足になつて...と聞いて、とても驚きました。

こんな「値上げの秋」も私たち庶民にとっては目の離せない話題となりそうですね。



## 会計経理事務コストを大幅カット!

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

### ◆記帳代行サービス料金

個人 : 入会金 10,500円 月額 5,250円~ 決算月 10,500円~  
(青色申告のみ)

法人 : 入会金 10,500円~ 月額 13,650円~ 決算月 52,500円~

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

### ◆伝票仕訳・貼付サービス料金

月額 5,250円~

※ 領収書、レシートの仕訳・貼り付け

※ 試算表作成(ご希望の方)

※ 決算報告書の作成



< お電話にて、ご相談下さい。 0120-979-987 >

・会社名 : プラスマネジメント株式会社

・設立 : 平成17年7月

・資本金 : 1000万円

・業務内容 : 経理・記帳代行業務

経理事務派遣業務

生命保険の募集に関する業務

光熱費削減に関するコンサルティング

・会社住所 : 〒110-0016 台東区台東1-33-6 セントオフィス秋葉原8F

・連絡先 : 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766  
info@plus-management.jp



今年もあと残すところ3ヶ月!  
そろそろ溜まった伝票を何とかしましょう

